

新宿区次世代育成支援計画

新宿区次世代育成支援計画

平成17年度～平成21年度

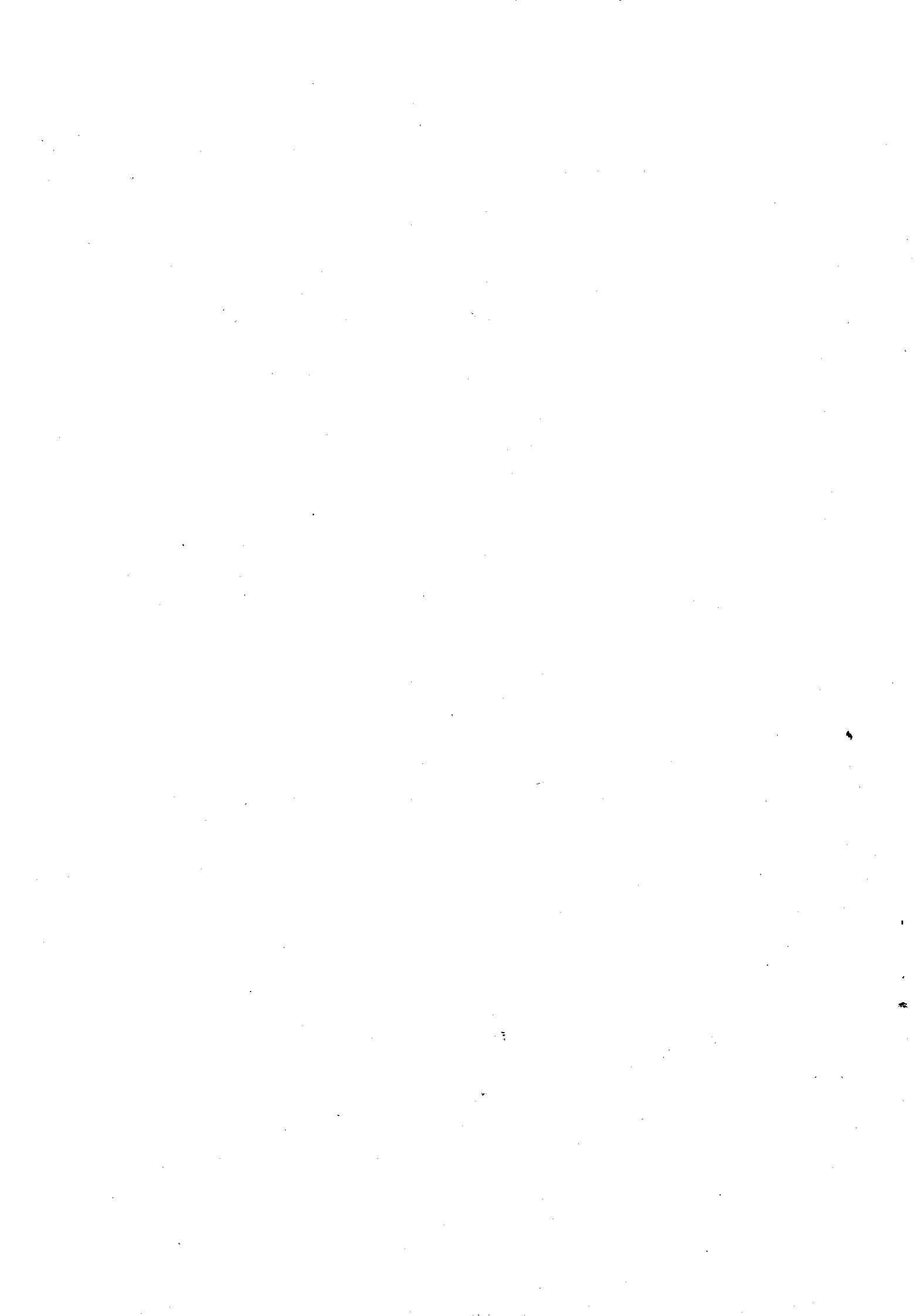
新宿区第一次実行計画対応版（概要版）案



この冊子は、「新宿区次世代育成支援計画」を「新宿区第一次実行計画」に
対応するよう見直して作成したものです。

平成20年4月

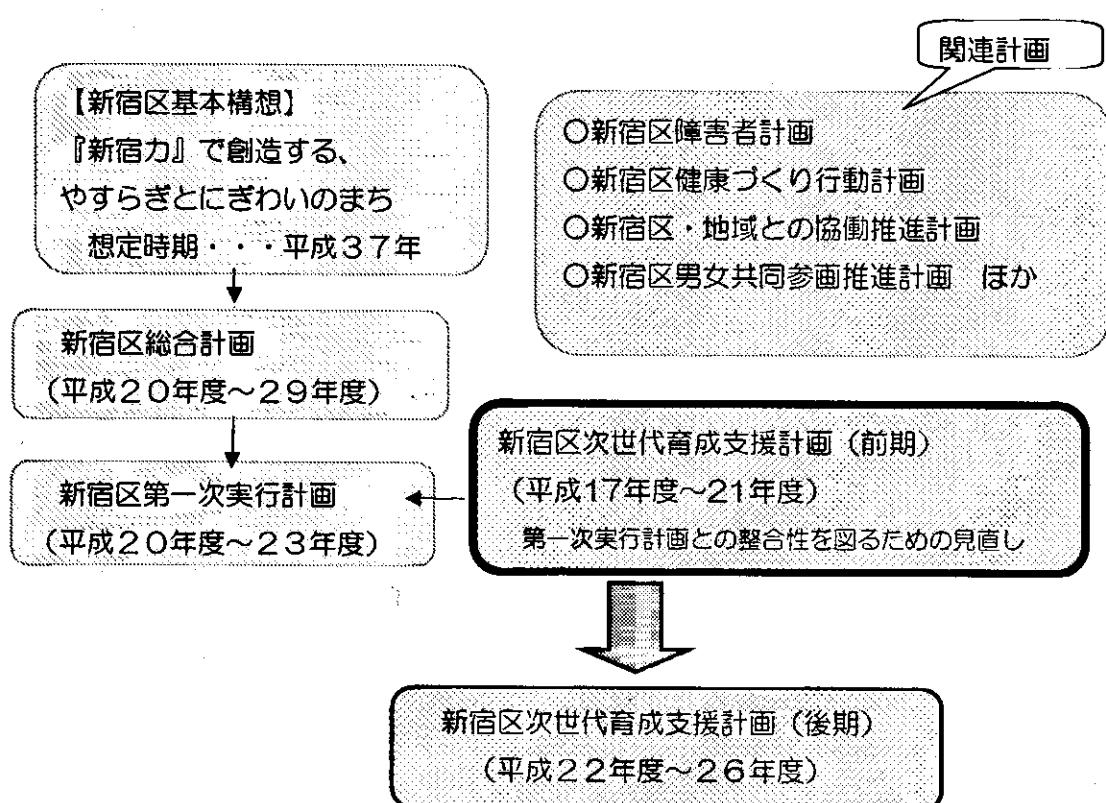
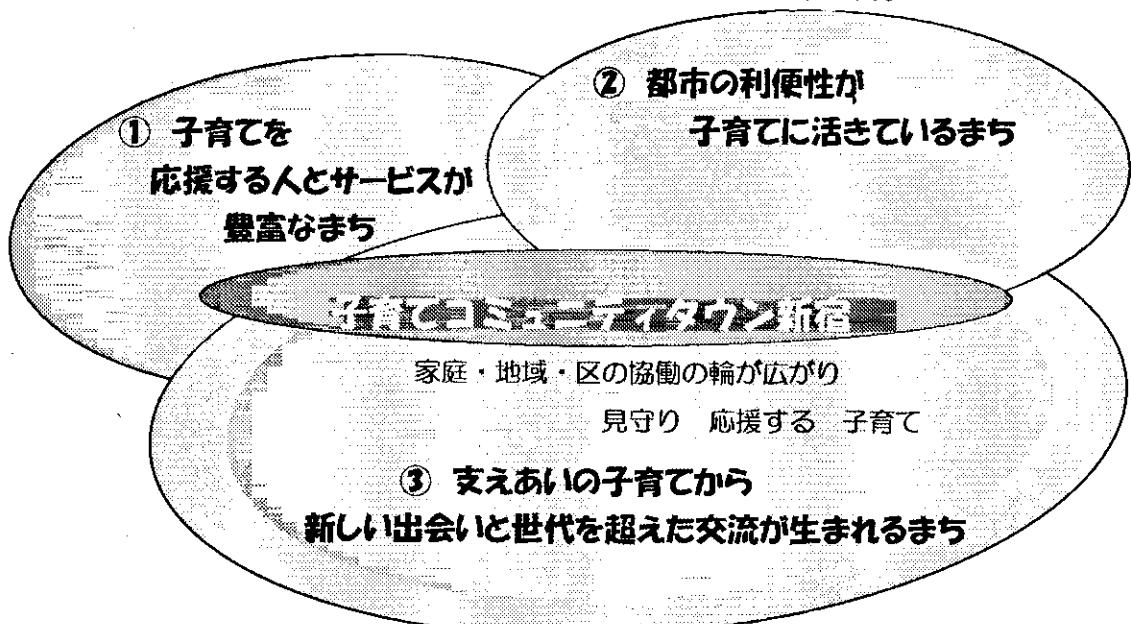
新宿区



1 目的

この計画は、少子化社会に的確に対応するため、乳幼児期から青年期までを見通した次世代育成支援について、新宿区が今後めざしていく方向性と施策について発信し、共に考え、実現していくことを目的として策定しています。

少子化社会を乗り越えていくために、基礎自治体としての新宿区が担う役割は、「子育てしやすいまち」の実現です。その総合ビジョンとして「子育てコミュニティタウン新宿」を掲げ、それを具体的に示す3つのビジョンをまとめました。



2 新宿区の次世代育成支援をめぐる課題と方向

自然環境・遊び場

- 自然や広々した空間などは豊かではない

子ども・若者の状況

- インターネットや携帯電話の普及
- 若者が自立しにくい社会

家庭の状況

- 核家族家庭・ひとり親家庭・共働き家庭の増加
- 単独世帯の割合が高い
- 居住者の約1割が外国人

乳幼児の子育て家庭

- 0歳～2歳の約7割は家庭で育児している
- 子育てがいつもつらいと感じている保護者が約5%いる
- 乳幼児の母親の子育てに対する負担感は、就労形態がパート・アルバイトの層で高い傾向がある

地域の特性

- 人口の流動性・匿名性が高い
- 遮蔽性の高い住居の増加

子育て支援サービスの状況

- 子育て支援の基盤整備は進んでいるが、さらなる充実と実施方法等の工夫が求められている

まちの環境

- 放置自転車対策・安全な歩道の整備など交通バリアフリーに関する課題がある
- 子どもの安全に不安を抱く保護者が多い

豊かな子ども時代を保障するとともに、次代を担う自立する力を育てるためのハード・ソフト両面からの取り組みが求められている。

子育て家庭の多様なニーズや子ども観に対応した施策が求められている。
ひきつづき子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てしている家庭へバランスのとれた支援が必要。

みんなで子どもを見守り・育てることができ地域づくりを進める必要がある。

サービスの質の向上と効果的な提供への工夫が必要である。

子育て家庭にも安全・安心なまちづくりが求められている。

3 施策目標

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

子ども時代は一生の土台を築くかけがえのない時期です。次世代の親となり未来を担う子どもたちが、幅広い知識・考える力・豊かな感性及び生活力を身につけることができるよう、教育環境や地域の育成環境の充実を図っていきます。

目標2 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

すべての子育て家庭が、心にゆとりを持って子育てができるよう応援するため、子育て支援サービスを点から線につなげ、さらに面へと広げることにより、サービスを必要としている人が利用しやすいサービスを実現していきます。

目標3 子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりを進めます

現代の多様な働き方に対応した多様な保育・学童クラブサービスの充実を図っていきます。

また、家族が協力して子育てと仕事の両立を目指すことができるよう、子育て家庭に配慮した取組みの促進について企業への働きかけを行っていきます。

目標4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします

子どもの成長と子育て家庭を応援するセンターが、地域の中に生まれるような取組みを進めていきます。

子育て中の人も、支えられるだけでなく、できる範囲で、支える側にもなるような仕組みづくりを行うとともに、その意識の広がりを促していきます。

目標5 安心して子育てできる都市環境をつくります

家庭・学校・警察・地域・区・保健関係機関等が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守るために活動を行うことにより安全なまちをめざします。

繁華街が多い地域性を考慮した非行防止活動への取組みを進めていきます。

事業者とも連携しながら子育てバリアフリーの推進、子育てしやすい住環境の整備等を進め、都市の利便性を活かした子育てしやすいまちづくりをめざします。

基本的な視点

子どもの権利を大切にし
子どもの幸せを
第一に考える視点

- 特に大切にしたい3つのポイント
- 「子どもたち自身の生きる力と育つ力」
 - 「子どもと大人のパートナーシップ」
 - 「子どもたちの社会への参画」

家庭の多様なあり方を
尊重する視点

子育てを社会全体で
支援する視点

サービスの質の向上と
効果的な提供をめざす視点

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

1 子どもの権利を大切にする取組みの充実

【課題】

- 「子どもの権利」に関する取り組みの柱
- 人権教育
- 権利侵害等への対応
- 子どもの区政等への参画の機会づくり

子どもの権利を守るために、関係機関の連携を進め、人権教育の充実を図っています。

具体的な取組み

「子ども家庭サポートネットワーク」の設置

虐待防止等部会、子ども学校サポート部会、発達支援部会を設置し、関係機関が連携しながら子どもの問題解決に取組んでいます。（17年度～）

学校における人権教育の推進

人権教育プログラムに基づき、様々な指導の場面での人権教育を実施するとともに、教職員に対し、計画的に研修を行っています。

2 子どもの生きる力の育成と自立の促進

【課題】

- 学校教育の充実
- 若者の自立支援

学校教育や子どもの育ち・自立をサポートする取組みが充実するとともに、関係機関が連携し、具体的な相談から就労支援までの体制が整っています。

具体的な取組み

確かな学力の育成

「確かな学力推進員（区員講師）」を全校配置し、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、各学校の実情に応じたきめ細かい指導の徹底を図ります。また、国や都の学力調査結果により、学校は授業改善プランを作成し、より分かりやすい授業を提供します。

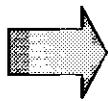
若者の自立支援

- 「若者相談コーナー」の設置（19年度～）
- 「若年者就業状況調査」（19年度実施）
- 協働提案事業「中学卒業後からの青年支援対策」
- 「（仮称）新宿仕事センター」の設立を予定（21年度）
※多様な就労機会の提供・コーディネートなどの就労支援を行っていきます。
- キャリア教育の充実

3 幼児期の教育・保育環境の充実

【課題】

- 幼児の教育のありかたに関する総合的な検討の必要性



0歳～6歳までの発達を見通し、年齢にふさわしい教育・保育を受けられる環境づくりに取組んでいます。

具体的な取組み

幼稚園と保育園の連携・一元化

乳幼児に、保護者の就労形態等によって異なることなく、0歳から就学前までの心身の発達に即した一貫した保育・教育を行うとともに、地域のすべての子育て家庭を支援し、地域と家庭力の子育て力の向上を図るために、幼稚園と保育園の連携・一元化を進めていきます。

- 子ども園の整備（四谷子ども園の開設【19年度】、（仮称）西新宿子ども園の開設【23年度】）

- 子ども園化の検討（愛日幼稚園・中町保育園の幼保連携）

就学前教育の充実

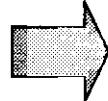
- 保育園と幼稚園の合同研修のさらなる充実と交流保育の継続（20年度～）

- 小学校と就学前教育施設（公立幼稚園・保育園等）による合同会議の開催（20年度～）

4 子どもたちの遊び場・居場所の充実

【課題】

- 集い・遊べる公園をふやす取組みの推進
- 学校を核とした子どもの居場所づくり



区民の皆さんと一緒に子ども達の遊び場づくりを進めています。

具体的な取組み

地域の小規模な公園の改修

公園づくりワークショップを通じて改修計画案を作成 → 住民との協働による公園の再整備を実施しています。

- 21年度までに8園

- ・まつ川公園、原町公園、やまぶき児童遊園、あかね公園、しんかいしばし児童遊園、
西早稲田児童遊園、大久保北公園（以上7園） → 改修済み

- ・西大久保児童遊園 → 改修予定

- 22～23年度で2園の整備を予定しています。

放課後子どもひろば

放課後の子ども達の遊びの場・学びの場として小学校の学校施設を活用していきます。

（19年度6校・20年度6校、23年度までに全校で実施）

5 子ども・親子・世代間の交流の促進

【課題】
○世代間の交流促進

子どもが高齢者や乳児などの異世代
とふれあう機会を設け、世代間の交
流を進めています。

具体的な取組み

三世代交流モデル事業

西落合児童館で、幅広い年代が交流できるみんなの居場所づくりを、地域の方と一緒に進めています。
(21年度オープン)

中学生とあかちゃんの交流事業

子ども家庭支援センター、榎町児童センター、民間子育て支援施設と学校との連携により実施しています。

小学生・中学生と乳幼児との交流事業

区立保育園で、小学生及び中学生の体験学習として乳幼児との交流の場を提供しています。

6 子どもの読書活動の充実

【課題】
○本とふれあう機会づくり
○子どもたちに親しまれる図書館活動

発達段階に応じ、多くの本と出会う
機会を設け、子どもたちの健やかな
育ちと自立の支援を進めています。

具体的な取組み

絵本でふれあう子育て支援

乳幼児健診の時に絵本を配布し、読み聞かせを実施しています。21年度からは、3~4ヶ月児健診に加え、3歳児健診でも実施します。

子ども読書活動の推進

「第二次子ども読書活動推進計画（20~23年度）」に基づき、図書館や学校、保育園のほか、身近な場所で子どもたちが本に親しめる環境づくりを進めています。

目標2 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

1 子育て支援サービスの総合的な展開

【課題】

- 子育て支援サービスの質と量の充実
- 総合的な相談窓口の必要性
- 支援を必要としているながらサービスの利用につながっていない親子への支援
- 利用者に届く情報発信の必要性

支援が必要な家庭に必要なサービスが届くよう、様々なサービスの充実を図っています。

具体的な取組み

乳幼児親子の居場所づくり

子ども家庭支援センターを1カ所から4カ所に増やします。（23年度までに）

つどいのへや事業

地域の子育て中の親子が出会い、交流し、学びあう場（つどいのへや）を設け、各種子育て講座やイベント等を実施するなど、子育て家庭を支援します。

- 四谷子ども園

すくすく赤ちゃん訪問事業

新生児を含む生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、発育、栄養などについて適切な指導や育児相談を行います。（20年度～）

はじまして赤ちゃん応援事業

妊娠さんとおおむね3ヶ月までの赤ちゃんを持つお母さんを対象に妊娠中からの子育ての体験学習により育児不安を軽減し、親子の絆を深めるよう、専門家による育児のお話やグループワーク、情報交換などを行っています。（18年度～）

一時保育の充実（保育園・子ども園）

生後6ヶ月から就学前の子どもを対象に、時間や1日を単位とした保育を行い、在宅で子育てをしている家庭を支援しています。

- 空き利用型 クラス定員に余裕がある場合の受入
- 専用室型 一時保育専用室・専任職員を配置
- ひろば型

育児支援家庭訪問事業

出産後1年以内の家庭に対して、家庭訪問や育児・家事を援助します。

保育士による訪問相談等事業

保育士が、在宅で乳幼児を育児している保護者からの相談に対して助言等を行います。（20年度～）

2 親と子の健康づくり

【課題】

- 「新宿区健康づくり行動計画」の着実な推進
- 各機関との実効性のある連携

「健康づくり行動計画（20年3月）」を策定し、食育や歯の健康づくりの事業の充実を図っています。

具体的な取組み

乳幼児の健康支援

「食育」とそれにかかる区民参加の大切さを広めています。

- 講演会の実施
- 食育ボランティアの育成
- 児童館や子ども料理教室等における「食育」活動の支援

親と子の健康支援

親と子の歯の健康づくりを充実させています。

- 歯から始める子育て支援体制の構築
- もぐもぐこっくん支援事業（20年度～）

食の教育の推進

学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食の教育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。

3 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

① 障害児等と家庭への支援

【課題】

- 障害児等への総合的な発達支援体制の整備の必要性
- 各機関の連携強化の必要性
- 障害児等の親に対する支援
- 重度障害児の養育環境整備と居場所づくり
- 障害のある子どもへの教育についての新たな展開



特別支援教育への対応を進めるとともに、障害児等への日常的なサービスや、保育園・学童クラブでの障害児対応の充実を図っています。

具体的な取組み

子ども発達センター

心身の発達に障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの発達支援と、家族への支援をより充実させるよう、「子ども発達センター」を現在併設されている「あゆみの家」から、旧東戸山中学校の跡地施設へ移します。(23年度)

- 児童デイサービスを小学校低学年まで拡大(23年度)
- 軽度発達障害児を中心とした発達支援を実施

障害児等タイムケア事業

特別支援学校等に通学する子どもの放課後や長期休暇中の居場所を提供し、社会生活のマナー習得や友人関係を築くための見守り等を実施しています。

- 旧三栄町保育園の施設で実施(19年度～)

特別支援教育の充実

障害のある子ども一人一人の能力を最大限に伸ばします。

- ①巡回指導・相談体制の構築(19年度～)
 - 各学校及び幼稚園への専門家による支援チームの巡回相談・助言
 - 特別支援教育推進員(区費講師)を学校に派遣し、発達障害のある子どもへの適切な教育的指導
- ②情緒障害等通級指導学級の設置
 - 区立小・中学校に情緒障害等通級指導学級を増設・新設。

知的障害児・障害者ショートステイの充実

障害のあるお子さんご家族を支援しています。

- 区立障害者施設での障害児・障害者ショートステイの充実(18年度)
- あゆみの家における「障害児一時保育」(日中の一時的な保育)の事業の実施(17年度)

障害児保育(保育園・幼稚園・子ども園)

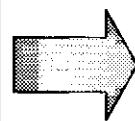
通園可能な乳幼児を受け入れることで、保護者の就労を支援するとともに、障害児の発達支援を行っています。

3 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

② ひとり親家庭への支援

【課題】

- 経済的自立が難しいひとり親家庭への支援の充実
- 受けられるサービスが少ない父子家庭への支援の充実



ひとり親家庭の自立に向けた教育訓練や就労支援の充実を図っています。

具体的な取組み

自立支援促進事業

ひとり親家庭（母子・父子家庭）の状況に応じ、自立支援計画を策定し、就労支援を実施していく自立支援プログラム策定員を配置しました。20年度からは、自立支援プログラム策定員を増員し、相談時間を延長しました。

家事援助者雇用助成

ひとり親家庭（母子・父子家庭）の方へ、家事・育児支援援助者を雇用する費用を助成しています。19年度に利用要件の拡大・助成日数を拡大し、利用しやすくしました。

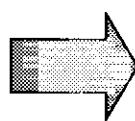
母子家庭自立支援給付事業

母子家庭の方の就職に役立つよう、技能習得のための受講の支援をしています。

③ 外国人家庭への支援

【課題】

- 多言語・多文化をもつ外国人家庭の子どもの保育・教育上の課題への対応



外国人への生活に関する情報提供、日本語学習、適応指導によるコミュニケーション支援の充実を図っています。

具体的な取組み

外国語版生活情報紙促進事業

目的別に4ヶ国語、10種類の生活ガイドを発行をしています。（毎年改訂）

日本語サポート指導・日本語学習への支援

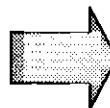
区立学校に編入した外国籍幼児・児童・生徒などが日本語の授業を理解できるように、教育センターで集中指導を行うとともに、学校へ日本語適応指導員を派遣し、日本語及び学校生活への適応指導を実施しています。また、20年度からNPO法人との協働による学習支援のための支援員を学校に派遣しています。さらに、区内で生活している外国人の言語に対する不安を取り除くため、日本語教室の学習機会の充実を図りました。

3 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

④ 虐待の予防及び被虐待児と家庭への支援

【課題】

- 発生予防の取組み
- 早期発見・早期対応における取組み
- 関係機関による保護・支援体制の確保



関係機関・地域の連携を強化したネットワークづくりや、担当職員の資質向上に取組んでいます。

具体的な取組み

子ども家庭支援センター機能の強化

子どもの虐待の予防・早期発見など、きめ細やかな対応をするため、子ども家庭支援センターを1ヵ所から4ヵ所に増やします。（23年度まで）また、相談員の資質向上のため、東京都児童相談センターへ年間を通して、1名の職員を研修派遣しています。（20年度～）

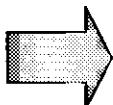
次世代育成協議会部会での協議

第二期の次世代育成協議会のテーマを「子どもの虐待防止と地域の役割」とし、虐待防止のために地域ができるることを協議しています。（19年度から21年度まで）

4 経済的な支援

【課題】

- 子育て家庭の経済的負担感の緩和
- 子育て支援にかかる費用を社会全体で負担していくことについての認識の醸成



出産や子育てにかかる経済的負担感を緩和するための各施策の充実を図っています。

具体的な取組み

児童手当

中学校3年生までの子どもを養育している家庭に対象を拡大しました。（18年度～）
また、3歳未満児の手当はすべて、第1子・第2子についても支給金額を5,000円から10,000円に拡充しました。（19年度～）

子ども医療費助成

19年10月から、就学前までの乳幼児医療費助成の対象年齢を中学3年生までに拡大しました。

妊娠婦健診検査費用助成

妊娠中の健康診査受診者に、妊娠健診検査14回分の受診券等を支給しています。（20年度から拡充）

私立幼稚園園児等保護者の負担軽減補助金

私立幼稚園及び幼稚園に類似した幼児施設に在籍する園児の保護者に対して、入園料補助金を30,000円から80,000円に増額し、保育料補助金の対象基準を緩和するとともに支給額を増額しました。

私立幼稚園就園奨励補助金

私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、就園奨励費を、各々の対象基準に応じて支給しています。

認可外保育施設保育料助成

認証保育所・保育室及び家庭福祉員を利用している児童の保護者に対して、保育料の一部を助成しています。（19年度～）

目標3 子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりを進めます

1 多様な保育サービスの展開

① 保育園・認可外保育施設の充実

【課題】

- 待機児童への対応
- 保育園施設あり方計画の必要性
- 認可外保育施設と認可保育園との連携の必要性

待機児解消に取り組むとともに、延長保育や病後児保育など、多様なニーズに対応する保育サービスの充実を図っています。

具体的な取組み

待機児童の解消

私立認可保育園の整備や認証保育所への支援、また、幼稚園と保育園の連携・一元化などを進め、ひき続き、保育所入所待機児童の解消を目指します。

延長保育

延長保育を実施する保育園の充実を図っています。

産休・育休明け入所予約事業

産休・育休明けの入所予約ができる保育園の定員を増やしています。

病後児保育

病後児保育を現在実施している2カ所に加え、実施する保育園を新たに開設します。（23年度までに2カ所）

保育ママ（家庭福祉員制度）

家庭福祉員の人数と児童定員を増やしています。

認証保育所への支援

認証保育所を駅前に開設するために要する改修経費等及び区民が認証保育所を利用した場合の運営費を補助しています。（21年度までに13カ所）

② 学童クラブの充実

【課題】

- 安全面についての不安の解消及び利便性の向上
- 多様なニーズへの対応
- 大規模学童クラブへの対応

学童クラブ利用児童の増加や時間延長などのニーズに応えるため、クラブの増設・民間事業者への委託運営により、サービスの充実を図っています。

具体的な取組み

学童クラブ事業の充実

学校施設等の活用や民間学童クラブの誘致により、新たな学童クラブを開設しました。また、児童指導業務委託などにより、延長利用ができる学童クラブを増やしています。

- 学童クラブの開設→（23年度までに2カ所増）
- 民間学童クラブ運営費助成→（23年度までに1カ所増）

2 働きかたの見直しへの啓発

【課題】

- 子育てと仕事の両立しやすい職場環境づくりの実現
- 区内事業主へはたらきかけ

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活との調和)の推進に向けて、各企業に働きかけを行う制度をスタートさせました。

具体的な取組み

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業

ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進している企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、ホームページや啓発誌等で紹介しています。今後、推進しようと考えている企業には、コンサルタントを派遣します。(19年10月開始)

また、ワーク・ライフ・バランス推進宣言・認定申請を行った中小企業を対象に、有利な融資制度の斡旋を実施しています。

職場における男女共同参画の推進

区内事業者に、男女共同参画におけるアンケート及び次世代育成支援計画に関するアンケート等の調査を行いました。(19年度に調査を実施)

今後、男女共同参画に関する取組みとあわせて次世代育成支援対策推進法に基づく啓発を実施していきます。

- 啓発セミナーの開催
- シンポジウムの開催
- 区長と経営者との懇談会の実施

応援します！ワーク・ライフ・バランス推進企業

少子化や高齢化が進み、人々の意識も変化し、働き方や社会制度のあり方が大きな課題となっている今、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進していくことが求められています。

区では、企業のみなさんの現場に即した地道な取り組みを応援するため、平成19年10月から「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」をスタートさせ、平成20年3月現在で、11社を推進企業として認定しました。

なお、今後ワーク・ライフ・バランスを推進するため、具体的な取り組みを進めていく予定の企業を「推進企業」として認定します。また、希望する企業には、コンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランスを推進するための支援を行います。

(「ウィズ新宿」創刊100号より抜粋)

認定企業一覧

- 正栄不動産株式会社 (子)・(介)・(働)
- 有限会社ヘア・ジング (子)・(介)・(働)
- 株式会社マイティテクノ (子)・(地)・(働)
- 有限会社アークプリント (子)・(働)
- 株式会社フロンティアソリューションズ (子)・(介)・(働)
- 株式会社Real Mind (子)・(介)・(働)
- 株式会社エス・ライン (子)・(働)
- 株式会社インテック・ジャパン (働)
- 有限会社松の実企画 (働)
- 株式会社イータレントバンク (子)・(介)・(地)・(働)
- 早稲田大学生活協同組合 (子)・(働)

認定制度4つの分野

- ・(子)→子育て支援
- ・(介)→介護支援
- ・(地)→地域活動支援
- ・(働)→働きやすい職場づくり

※20年3月現在

目標4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします

1 家庭・地域の子育て力・教育力の向上

【課題】

- 家庭の子育て力・教育力向上関連事業の充実
- 家庭の教育力の向上
- 父親の子育てへの参加促進

子育てを楽しむ家庭が増えるよう、家庭の教育力向上の取組みや子育て家庭を応援する地域の力を高める取組みを進めています。

具体的な取組み

家庭の教育力の向上

子どもが育つ家庭の本来の教育力を再構築するために、保護者の集まる機会を活用したり、参加しやすい環境を設定して、家庭の教育力の向上を図ります。

- 入学前プログラムの実施

小学校入学前の保護者会や健康診断の機会を活用して、親子のコミュニケーションや親相互のまなびあいを推進しています。

- 家庭教育講座のモデル事業実施

従来からすすめている保護者を対象とした講座の充実を図るとともに、このような講座には参加が困難な保護者を対象とした講座を実施し、家庭の教育力の向上を図り、ともに子どもたちを育していく環境づくりを目指します。

保育園・幼稚園の地域活動事業

地域の住民のために保育園の開放等の交流の場を設けています。

- 区立保育園全園
- 私立保育園2園
- 区立幼稚園全園

子育て仲間づくり事業

子育ての仲間づくりを支援するサポーターを育成し、地域の子育て力の向上を図っています。

男女共同参画への意識啓発

男女が性別に関わりなく、子育てをはじめあらゆる分野に参画することのできる社会を実現するため、情報提供などを通じて、意識啓発を推進しています。

- 「ウィズ新宿」の発行

2 地域との協働で進める次世代育成支援

【課題】

- 協働の担い手の広がりと協働の機会の拡大
- 次世代育成支援に関わる受け手と担い手の融合
- 利用者が自ら創り出すサービスの必要性

地域の子育ての担い手が広がってきています。
協働のあり方を模索しながら、ひき続き取組んでいきます。

具体的な取組み

北山伏子育て支援協働事業(ゆったりーの)

区が施設を提供し、地域の子育て当事者が主体となり、利用者全員がアイディアと資金を出し合う「会員制」による運営です。親と子の居場所の提供と、子育て支援団体の活動を応援しています。

学校を活用したひろばづくり

地域との協働により、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い、話し、遊び、交流できる地域コミュニティの拠点としてのひろばづくりの実現を目指しています。

- 四谷第四小学校跡地を活用した「四谷ひろば」（20年4月開設）

協働事業提案制度

NPO法人・ボランティア活動団体・市民活動団体等の団体の専門性や柔軟性等を活かした事業提案を公募し、区の委託事業として実施しています。

＜次世代関係協働提案事業＞

- 中学校卒業後からの青年支援対策

東京YMCA "liby" (リビー) (19・20年度)

- 子育て支援者養成事業

ゆったりーの (19・20年度)

- 外国人の子どもの学習支援等

NPO法人みんなのおうち (19・20年度)

- 経済的自立を目指す女性のための就労支援事業

NPO法人 WING21 (20年度)

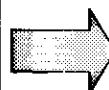
目標5 安心して子育てできる都市環境をつくります

1 地域・事業者とともにすすめる子育てバリアフリー

① まちの子育てバリアフリーの推進

【課題】

- みんなでつくる子育てバリアフリーのまち
- 人に優しい道路と交通施設の整備



民間事業者と協働した施設のバリアフリー化、ベビーカーにも配慮した交通バリアフリー化、親子が安心して散歩ができる環境の整備を進めています。

具体的な取組み

交通バリアフリーの整備推進(継続)

「新宿区交通バリアフリー基本構想」に基づいて、障害者・高齢者・子どもづれ等に配慮したまちづくりに取り組んでいます。

水辺とまちの散歩道整備

快適で潤いのある神田川、妙正寺川沿いの散歩道を整備します。また、橋の名前の由来等の案内板を設置し、歩きたくなる歩行者空間の充実を図ります。

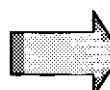
ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進(新規)

ガイドラインを策定し、だれでも自由に安全に行動できるユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進していきます。

② 子育てしやすい住環境づくり

【課題】

- 子育て家庭が住み続けたいと思えるまちと住宅施策



居住環境向上のため必要な支援を行い、子育てしやすい住宅の提供を進めています。

具体的な取組み

子育てファミリー世帯転入・転居助成

住宅マスタープランに基づいて、子育て世帯が住み続けられる支援を実施しています。

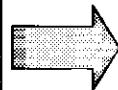
市街地再開発事業における子育て支援施設の誘導

西新宿六丁目の市街地再開発事業では、居住者用のキッズルームの設置に着手しました。また、西新宿五丁目の市街地再開発事業でも居住者用のキッズルームの設置を検討しています。

2 家庭・地域とともに守る子どもの安全

【課題】

- 地域での見守りの広がりと継続性の確保
- 子どもの生活圏に着目した緊急情報伝達の必要性



地域のあらゆる資源を活用して、見守りの輪を広げ、協働による見守り体制の整備とともに、子どもが自分を守る力を育てています。
また、子どもたちが生活する地域に応じた、事件や犯罪発生等の迅速な情報伝達体制の整備に努めています。

具体的な取組み

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

- 総務省自治行政局が管理する「地域安心安全情報システム」を導入しています。
危機管理課が情報を集約・管理し、タイムラグのないよう情報を配信しています。
- 「不審者情報」・「事件情報」・「防災情報」のメール
 - メールと同一の内容を新宿区ホームページ上で閲覧

ビデオ広報等の制作(子ども向け防犯啓発ビデオの制作)

「新宿シンちゃん」防犯啓発ビデオの制作 → 子どもが自分の身を守る方法を知り、実践していく力を身につけるためのアニメーション作品(20分)を制作し、希望する区内の小学校に配付します。

学校安全パトロールの推進

地域ぐるみで子どもを事件や犯罪から守るために、PTA、町会・自治会及び商店会等との協働により、自転車表示用の警戒標識を配布し、見守り体制を強化しています。

防犯教育の充実

- 小中学校での危機回避マニュアル(冊子)「こんなときあなたはどうしますか?」の全校配布
- セーフティ教室等全校実施